



～犯罪被害について、知ってください～

『いのちの大切さを考える』講演会 講師派遣事業

本市では、犯罪被害を受けた方々の被害回復の推進や犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざして、平成 25 年 4 月に『堺市犯罪被害者等支援条例』を施行しました。

安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、犯罪被害に遭われた方々がおかれている状況や支援の必要性などへの理解が欠かせません。

本事業は、犯罪被害者やその家族の方々に、自らの体験や心情を語ってもらうことにより、犯罪被害に遭うということ、他人事ではなく、自らの問題、社会全体の問題としてとらえ、命の大切さやかけがえのなさを考える機会としていただくことを目的に実施するものです。

◇事業概要◇

1 対象者

堺市内に在住、在勤、在学する概ね 30 人以上で構成された団体等

2 講演テーマ

- ・ 犯罪被害全般
- ・ 交通被害
- ・ 少年事件被害、児童被害

講師派遣にかかる、
謝礼、交通費等の
負担は不要です。

3 会場

応募団体の方で、ご用意ください。

4 申し込み方法

講演予定日の 1 ヶ月以上前に、裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、市民協働課へ FAX で送信ください。

(後ほど市民協働課より日程調整等の連絡をさせていただきます。なお、講師の都合によりご希望の日程に派遣できないこともありますので、ご了承ください。)

5 申し込み締め切り

本年度派遣予定数(3箇所)になり次第、締め切らせていただきます。

【申し込み・お問い合わせ】

堺市市民人権局 市民生活部 市民協働課 地域安全係

電話 072-228-7405

FAX 072-228-0371

